

部活動に関する活動方針

1 本方針策定の趣旨

本方針は、義務教育である中学校段階の部活動を対象とし、「八王子市立学校に係る運動部の方針」に基づき、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという視点に立ち、最適に実施されることを目指す。

2 活動方針

- (1) 部活動を通して、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生徒がスポーツや文化活動等を楽しむことで、生涯にわたってスポーツ、文化及び科学等に親しむ能力や態度の育成を図る。
- (2) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むものであり、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないように、留意する。
- (3) 部活動の実施にあたり、生徒の心身の健康管理（障害・外傷や新型コロナウイルス感染症の予防等バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (4) 部活動の指導者は、生徒と十分なコミュニケーションを図り、生徒が技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるように支援するとともに、学校には多様な特性をもつ生徒がいることを理解し、生徒の困難さに着目した組織的で丁寧な指導を行う。
- (5) 生徒は、主体的に部活動に参加し、試合やコンクール等の結果だけを目的とするのではなく、他学年や同学年の生徒同士の良好な人間関係を築いたり、自己の目標に向かって努力したりするなど、豊かな学校生活の創造に努める。
- (6) 保護者は、学校の部活動の方針や計画を理解し、学校や顧問と協力して、生徒の心身の健康管理に努め、生徒の調和のとれた生活を支える。
- (7) 1日の実活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度とする。

3 生徒の心得

- (1) 顧問の指導や指示に従い、自己の体力や技能の向上に努めること。
- (2) 部員は学校の規則を守るとともに、学校の諸活動（学習、諸行事、委員会活動、係活動、清掃活動等）を優先して取り組むこと。
- (3) 校外の活動（試合等）においては、本校生徒として誇りをもって活動すること。

3 適切な休養日等の設定方針

- (1) 学期中は週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える）。
- (2) 長期休業中の休養日についても（1）に準じた扱いを行う。